

〈談話〉

女性の再婚禁止期間の廃止など「民法等の一部改正法」の可決・成立をうけて

2022年12月12日

日本婦人団体連合会

会長 柴田真佐子

12月10日参議院本会議で「民法等の一部を改正する法律案」が可決・成立しました。

女性の離婚後300日以内でも、他の男性との再婚後に生まれた子は“例外的”に現夫の子とみなされることとなりました。女性の離婚後100日間の再婚禁止期間は、再婚後に生まれた子どもの父親の推定が二重にならないための規定であり、今回の改正によって廃止されることとなりました。

女性のみ課せられる再婚禁止期間は、民法における女性差別規定の一つであり、婦団連は長年にわたってその廃止を求める国会請願や政府への要望を行ってきました。国連女性差別撤廃委員会も日本政府への勧告を繰り返してきました。懲戒権の削除、体罰禁止の明確化も含め、今回の民法改正は一步前進です。

しかし、女性が法律上の再婚をしない、あるいは、DVで前夫との離婚が成立せず再婚できないなどの場合には、離婚後300日以内に生まれた子が前夫の子と「嫡出推定」される規定はそのままであり、それを避けるために出生届を提出しない「無戸籍児」の問題は残っています。そもそも正統な子という意味の「嫡出子」は差別用語であり、廃止すべきです。出生届に「嫡出子」「嫡出でない子」の記載を義務づけている戸籍法を改正し、すべての差別規定をなくすべきです。

婦団連は、選択的夫婦別姓制度の実現をはじめとする民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求める運動を、さらに広げ強めていきます。